

別記第2

勸告

本委員会は、別記第1における報告および諸資料に基づき、職員の給与について、次のように措置することを勧告する。

1 改定の内容

期末手当の支給割合を次のとおり改定すること。

(1) 令和3年12月期の支給割合

ア イおよびウ以外の職員

期末手当の支給割合を1.125月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.625月分とすること。

イ 特定幹部職員

期末手当の支給割合を0.925月分とすること。再任用職員については、期末手当の支給割合を0.525月分とすること。

ウ 特定任期付職員または任期付研究員

期末手当の支給割合を1.575月分とすること。

(2) 令和4年6月期以降の支給割合

ア イおよびウ以外の職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.2月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.675月分とすること。

イ 特定幹部職員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.0月分とすること。再任用職員については、6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.575月分とすること。

ウ 特定任期付職員または任期付研究員

6月および12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ1.625月分とすること。

2 改定の実施時期

この改定は、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。ただし、1(2)については令和4年4月1日から実施すること。